# 内部統制システムに関する基本方針

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確認するための体制
- ・当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、法令・定款及び当社の社是に基づく「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人に周知している。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守に努める。
- ・内部監査室は、法務室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締 役会及び監査役会に報告される。
- ・監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ・当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」(ヘルプライン)に基づき、法令・定款その他社内ルールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを受けることがないことを確保する。

## 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、法令・社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書(電磁的媒体を含む)に記録し、 保存、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

#### 3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、職務執行を効率的に行うために、執行役員を任命するとともに権限委譲を行い、経営の意思決定の迅速化並びに業務執行機能強化、業務執行責任の明確化により、機動的・戦略的な経営体制を構築する。
- ・取締役会は、ヨネックスグループの中期経営計画とこれに基づく年度計画を定め、執行役員は、取締役 会で定めた中期経営計画及び年度計画に基づき、効率的な職務執行を行う。
- ・取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- ・執行役員及び他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に行う。

# 4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理について、「リスク管理規程」に基づく「リスク管理委員会」を設置し、当社の持つリスクを 洗い出し、そのリスクへの対応を審議する。特に、情報セキュリティについては、「情報セキュリティ委 員会」を設置し、ITシステムに関するリスクと統制について対応を図る。また、大規模災害の発生に備 え、BCP(事業継続計画)を策定し、リスク対策本部の一元管理により、中核事業の役目を迅速に行える 体制を整える。

### 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・内部監査室は、当社及び子会社に対し内部監査を行い、必要な改善を促すと共に、取締役及び監査役に 報告を行う。また、財務報告の適正性を確保するため、当社及び子会社における財務報告に係る内部統 制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上を図る。
- ・監査役会は、必要に応じ、当社事業部門及び子会社に対し往査を実施し、内部監査室との連携により問題の共有化を図るとともに、内部監査室に対し改善に向けた提言や指導を行う。

- イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社へ事前協議・報告する事項を定め、適切に管理 する。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社の「リスク管理規程」に基づき、グループの各社ごとに法令遵守体制、リスク管理体制を構築し、 当社法務室はこれらを横断的に推進し、管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、子会社が適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの中期経営計画とこれに基づく 年度計画を策定する。また、当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する管理・指導・調 整等を行う。
- 二.子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」(ヘルプライン)に基づき、法令・定款その他社内ル ールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対して は不利益な取扱いを受けることがないことを確保する。
- 6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する 体制
- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とし、監査役は、必要に応じ同使用 人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関 しては取締役の指揮命令を受けないこととし、その人事に関しては、監査役の同意を得る。
- 7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、取締役会等の重要会議への出席及び経営者との情報交換等を通じて、会社経営全般の状況把 握を行い、また、会計監査人との協議を適宜行う。
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ・取締役は、取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為、コンプライアンス上の問題、重要な情報開 示事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、「企業倫理改善提案制度」による重要な通報事項 について、その内容をすみやかに取締役会、監査役会に報告する。
- ・監査役は、各子会社からの月次報告等の書類の閲覧や往査等を通じ各子会社からの報告を受ける。
- ・当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に対して職務の執行状況その他に 関する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用の前払又は償還について、監査役の請求等に従い処理 をする。
- ・監査役は取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。